

# 防人歌論

森本治吉

## はしがき

最初この機関誌第八号の編輯について相談した折には、高橋蟲麻呂論を買つて出たのだが、地名の新研究で一ヶ所未熟な点があるので、それは後日を期して、ここには平素考へてゐる防人歌をその編纂の立場から論述することにした。作家論からいささか外れるかも知れないが御諒解を乞ひたい。

## (一) 東歌と防人歌の編纂法

1 防人歌論

卷十四の東歌と卷二十の防人歌とは、相似た性質と異なる性質とを兼ね併せてゐる。その為には兩者を同質のものとして取扱ふ学者もある。故折口博士などさうであつた。なるほど、兩種は作者が共に東国にあづま人であること。作者・作品の出身国によつて歌を分類してゐること。作風がどちらも素朴であること。表現に東国方言が沢山まじつてゐること。——かういふ諸点の類似を何人も気づく。従つて同質論は共鳴を得やすい。

しかし、異質の点も少くない。

兩者とも、その歌の出来た国によつて分類してゐるのだから、編纂の根本方針が土地を基にしてゐる点では兩者同一である。しかし、歌の排列の順序の如きに、大きな差異が認められる。一体万葉の各巻の編纂方法としては、作品の年代による排列が最も多い。次に作歌の動機が雑歌・相聞・挽歌の何れに属するかといふ標準がある。それから短歌・旋頭歌・長歌といふ歌体の差別による分類がある。それから作者を基礎にした編纂がある。

さうして、これ等のかたはらに、作品・作者の土地による編集し方があるのである。卷七の雑歌部の中に「芳野作」「山背作」「撰津作」とある如きがそれであるが、この方法の最も著大に發揮されたものが、卷十四の東歌と、卷二十の防人歌とである。つまり、歌が何時出来たかの古新の問題、作者が誰であるか、といふ問題、それ等を殆ど考へずに、専ら何所の国の歌か、といふ点で処置してある。

そして、東歌では、第一に全体を、歌の国の判る歌群と、

判らぬ歌群とに大きく分けてある。第二に、その二大別した歌群の内部を「雑歌」「相聞」「譬喩」「挽歌」といつた他の卷々と共通した分類法で分割してゐる。そして更に、国名判明歌を、国々によつて細かく分類してゐる。一方、防人歌は、大部分が国の判つてゐる歌だが、さういふ歌を並べた最後に、八首の「昔年の防人歌」といふのを附けそへてある。

これは、作つた年月の不明な歌だが、同時にその歌の国も亦不明な歌のみである。だから、その歌数は少ないが、東歌と卷二十防人歌とが編纂の方針としては共通の基盤に立つてゐることを証明してゐるのである。私は、いろいろの点から、卷十四は家持が編纂したのだと信じ、機会ある毎に筆に口にこの事を公にしてゐるのだが、この国名判明歌を前に、不明の歌を後に置く手法で、卷十四と卷二十防人歌とは一致している。これからすれば、この一致を卷十四の家持編纂説の一根據となしてもよろしいのではないかと考へる。

然るに、かういふ類似のあると同時に、著しい相違点もある。そこに注目したい。

何よりも著しいことは、東歌は編纂の結果が実によく整備されてゐる。未勘国歌のうち、三、四首は、地名の推定できるところで、ここに入れたのは入れまちがひだと思はれるものもあるが、大体に於て遺漏が少い。いや、よく整つてると褒めていいほどである。

これに比べて卷二十防人歌は、不整備甚しい。

一寸見ると、キチント整理されてるやうに見えつつ、事實は決してさうでない。

今、その不整頓の事實を、(甲) 国の排列の順序。(乙) 国の内部の、郡の排列の順序——この二点から究明してみる。

## (二) 国の排列の不合理

卷二十防人歌の国々は左の順に並べられてゐる。

遠江国歌・相模国歌・(家持の防人同情の歌)・駿河国歌・上総国歌・(家持の同情歌)・常陸国歌・下野国歌・下総国歌・(家持の歌)・信濃国歌・上野国歌・(家持の歌)・武蔵国歌・昔年の防人歌

一見して順序が不合理に乱れてゐるのがわかる。遠江から発足したのなら、当然駿河・相模と続くべきである。それが転置されて駿河が後になつてゐる。又、上総が出たのならその次は地続きに、下総・常陸……進むべきなのに、上総から二ヶ国をへだてて第三国目にやつと下総である。さうして、下野と上野との間も、なかに二国を隔てて相離別している。

これを防人歌と比較するに、山田先生の御研究で周知のやうに、遠江に始まる東海道の国々を並べ、次に東山道の国を置き、かくて全体として整備されてゐることが先生の手によつて世に公にされた。だから、一方は整然としてゐるのに、他方は雑然たる有様で、その対照極めて奇怪である。

ところで従来は、この防人歌の雑然さが何を意味するのか？、その原因はどこから起つたのか？という点にまで踏み込んで考へて、その点で成果を挙げた研究者が無かつたのである。

さうして、私見では、これは(乙)郡の排列という観点から出發しなくてはならない。

(三) 郡の排列の混乱—下総国

郡の排列に注意したいと言ふのは、要するに、郡の排列が紛乱してゐるからである。

一つの国の中の郡の並べ方と言へば、誰しも、国府の在る町か村を振り出しにして郡を並べるとか、或は北から南への順に、又は東から西への順に、又は都に近い郡を前に遠い郡を後にといつた順序に並べることであらう。それが卷二十防人歌では、或る国は北から或る国は中央部から始まつて、出發点が先づ不定である。その上に、その進み方が跳び越えたり元に戻つたり、まことに勝手気ままである。

先づその弊害の、最も甚しい下総国から、実例を挙げてみる。

古代の下総国は、その西北隅が、ぐつと伸びて、霞浦や筑波山の西にまで及んでゐたのだが、今説明をたやすくする為に、下総国を北部・中部・南部と三分してみる。「北部」は、海上郡(今の銚子市)から、利根川の北の地域、相馬・結

城・猿島の三郡を含ませる。「中部」は埴生郡から印波郡、「南部」は千葉郡・葛飾郡地帯である。

かう分けて目下の下総国の諸郡の排列を見ると、初めに北部に始まり、次は飛んで南部に到り、その次に中部に移り、その次は最北部に飛び、それから中部に戻り、更に今の利根川の北部へ移るといふ具合で、その状態より甚しい。その諸郡の実際の様相を左に掲げてみる。括弧の中は、北部・中部・南部を現はすものである。

A 海上(北)・B 葛飾(南)・C 結城(北)・D 千葉(南)

E 郡名欠無・F 印波(中)・G 猿島(北)・H 結城(北)

I 埴生(中)・J 結城(北)・K 相馬(北)

これでは、順序の紛乱は、普通の、不注意な見落しや、編纂はやつたが、未完成の部分がある若干残つてゐる、といった程度を通り越してあはしないか？Eで郡名が全然欠けてゐたり、GHJで結城が三度出てゐる。これは、後に詳説するが、とにかく、我々が新しく編纂するとすれば、右のA・B・C……の順位は、例へば次のやうに變つて来るであらう。

○北から南へ進むなら……G C (同時に、H J) K A I F

B D

○国府を出發点とするなら……B D F I A K C (同時にH

J) G

若し、我々が単独に卷二十防人歌だけを与へられてゐるのなら、かかるA・B・C……の順位を變更するなどは、単な

る空想的編纂法と見られるかも知れぬ。

しかし、幸なるかな巻十四の東歌があり、そこでは「西から東へ」の基準と、「東海道を前に東山道を後に」の基準と、この二つの大綱によつて根本的に支へられて、見事な序列が出来上つてゐるのだから、決して空なる編纂法とは申せない。即ち、やらうと思へば、巻二十防人歌でもやれた筈である。——それをやつてない。正に「やつてない」のであつて「やれなかつた」のではないのである。では、何故やらなかつたか？その問題に入る前に、下総以外の諸國の実状を先づしらべてみよう。

#### (四) 郡の排列の混乱——上総國

下総と対称される上総を見るに、掲載歌数十三首。このうち、最初の四首には郡の名を記さず、為にどこ出身の防人か不明である。

その他の九首は、望陀郡から始まつてゐる。この郡は房総半島の所謂内房州の中央部にある。何故こんな所から始めたのか、国府はこの郡のすぐ北の市原郡にあるのだから、市原から始めるといふ方法もうなづける。それが、実に何でもない内房の一ヶ所から出発してゐるのでは、我々の怪しむのが当然である。

さて順序は第二に、天羽郡。第三に、朝夷郡と次第してゐるから、内房を順に南下して、「北部」「中部」「南部」と分け

れば、今その「南部」に達したわけである。又、外房州に達したわけである。ここまでは順当である。ところが、その次に到つて急に飛び越えて「北部」の武射郡を出し、更に北部の山辺郡を置いてゐる。のみならず、其処から再び東京湾沿岸に戻つて市原郡（国府所在地）を出す。その先は更に可笑しいことに、「種沘郡（種准の誤字で、スエであらう。高橋蟲麻呂の詠んだ周准の珠名の故地）」が出てゐる。これは、一番初の望陀郡と同じく内房州で今君津郡に属するからほぼ出發点に戻つたわけである。——それだから、これでおしまひになるなら納得できる。しかるに、その次は更に太平洋岸に轉じて、長柄郡が出て来るのだから、まつたく無茶と言はざるを得ない。内房なら内房、それをすませてから太平洋岸を北上（又は南下）してそこで終結する、といふのでこそ、至当の編纂なのだが、現状では乱れが極端過ぎるのである。

#### (五) 郡の排列の混乱——常陸國

次に常陸國を取りあげてみる。

はじめに、茨城郡の若舎人部広足の歌が二首ある。これは、全防人が一人一首なのに、ここだけ通則が破れてゐる。それから信太郡の物部道足の歌があるが、これも一人二首である。さうして、その次の四三六七は茨城郡である。つまり、茨城——信太——茨城と往復して、茨城がダブルツてゐる。

かくて、常陸国の中央部の茨城から、一旦南部にくんだり、再び中央の茨城に戻るのだが、その次は、北部の久慈郡に飛ぶ。久慈郡は私が戦中戦後を通じて四年間住んでゐた地点だからよく知つてゐるがここが原子力研究地として脚光を浴びてゐる場所。だが、現在水戸市の南部地方に、後世作りあげた東茨城郡・西茨城郡が有るものだから、学者の中には「茨城郡から久慈郡へなら、たいしたことはない」と思はれる方が無いでもあるまい。しかし、これは非常な誤謬である。古代の茨城郡は、今の石岡市附近の地で、霞浦の西北部である。そこから久慈郡までは二十数里の距離で、中間に行方郡と那賀郡とが介入して居り、「たいしたことではない」の反対である。

さて、歌の排列は、この久慈郡の次に、再び南にくだつて中央部と言ふべき那賀郡の歌が出てゐる。つまり南から進んで、跳躍して北に行き、それから中央部に下つたのである。さうして最後に、郡名不明の二首を置いてゐる。以上の事実が重なつてゐるから、これでは常陸国歌に家持の整理の跡を発見するのは、いくら何でもむづかしいであらう。

このほか、上野・下野・武蔵などにも、若干の順位の不備が見出される。

### (六) 郡名不明の歌

さて、筆を転じて、国だけ記して、その国内の郡名を記さ

ない歌の有ることを問題にしたい。

「昔年防人歌」は、国の判明した歌を出した最後に一まとめに掲げてあるから、誰にでも目につく。ところが、郡名の無い歌は、各所各国に散在してゐるので、これまで一度も学者の顧念を蒙つたことが無かつた。だからそれをここに取り上げて、巻二十防人歌の不整理の一証となさうとするものである。

先づ、郷郡未詳歌のもつとも著しいのは、駿河国と上野国とである。駿河国歌は、十首である。上野国歌は四首である。この二ヶ国十四首が全部郡名を記さない。つまり、郡を明記した国々の歌の並んだまん中に、ポカンと二ヶ所穴が空いてゐる。編纂不備の第一点である。

第二点として、或る国の歌で、郷郡判明の歌と不明歌とが、入れまじつてゐる事実を指摘せねばならぬ。順次にあげてみると、相模国では四三二八に郡名が無い。上総国で、四三三七から四三三〇までの四首に郡名が無い。常陸国で、四三七一と四三七二とに郡名が無い。下野国で四三七三・四三七四・四三七五に郡名が無い。下総国で四三八八に郡名が無い。信濃国で四四〇三に郡名が無い。

以上合計十二首で、上記の駿河国・上野国と合せると総計二十六首である。ここに編成上の一点がある。(この計数の中には、家族の歌で郷土を記さない歌は全然入れてない。

「妻の歌」は、誰々の妻、と明記したものがあつた。これはい

い。ところが、単に「妻、檜橋部弟女」(四四二〇)といった形ものが何ヶ所もある。これはそのすぐ前の歌の作者(防人)と、夫婦関係か否か、はつきり突きとめがたい。それで、全部除外して計数の正確を期した。

第三に指摘したいのは、この郷郡未詳歌の位置である。

作者の地名のわからないといふことは時として起り得ること、謂はばせん方なしとも言へよう。だが、その未詳歌の出し方まで支離滅裂になす必要はあるまい。

言ふ意味は、未詳歌はその国の歌の最後にまとめておく、といった処置を取つてあれば、あなたが編纂の不整理とのみは評されぬ。及ばずながら努力したとわかる。それがなほざりになつてゐるから私が指摘するのである。

その実状を検べてみたら先づ相模国では不明歌はこの国の歌の第一番にある。上総国でも第一番に置いてある。それなのに、常陸国では一番最後に出してゐる。さうして、常陸の次の下野国では、また第一番にやつてゐる。これは可笑しいと思つてゐると、下総国ではこの国の歌十一首のうちの丁度まん中ほどの所に入れてある。

これでは、全体を通観して統一すべき編纂者の仕事は、まったく零といふほかは無い。——ここに、家持は「編纂」といふ名に値するほどの整理を、ほとんど加へなかつたのではなにか?といふ疑がおのづからきざして来る。

## (七) 同郡歌の重出

次に、同じ郡の歌が二度出てゐる問題がある。これは同郡歌再出といふだけなら、別に問題はない。或る郡にだけ優秀歌を生むことは有り得る話だからである。しかし、歌集にそれを掲げる場合に、その取り扱ひをどうするかである。この点で防人歌は不統一である。

遠江国歌を見ると、同じ国なのに不統一が現れてゐる。この国の歌は四三二一の長下郡の歌から始まつて、四三二七の長下郡の歌で終つてゐる。同郡の歌が、最初と最後に重出してゐて醜態である。だがそれでは不統一のままに通してゐるかといふに、さうでもない。四三二三と四三二四とはどちらも山名郡の歌だが、別所に置かず連掲してゐる。(殊に四三二四では「同郡」と明記してゐる)又、四三二五と四三二六も、共に佐野郡の歌だが、これも一ヶ所に連載して散らしてない。かういふ整理と前記の未整理とが、一国の歌の中に併存してゐる。誰でも、「家持は何故これを放置したらう?、わづかの手数ではないか?」と疑はずに居れまい。

同郡歌重出は、他にもある。常陸の場合、四三六三・四三六四は、茨城郡の若舎人部広足の作品である(同人二首)。しかるに、間に信太郡の二首をへだてて、四三六七に亦茨城郡の占部小龍の歌がある。これをどうして統一しなかつたか?、家持にして、卷十四のやうな統一意識が一寸でも働い

## 7. 防人歌論

たら、茨城郡の三首を一所にまとめることは、それこそ一挙手どころか一挙指の勞を以て足る。試みに、信太郡の二首を初めに置き、次に茨城郡の三首を置いたとしたらどうなるか。

さうすれば、国歌大観番号で、四三六五・四三六六・四三六三・四三六四・四三六七・四三六八（久慈郡）となるが、この四三六八の前に四三六九・四三七〇を挿入すれば常陸国歌を最南部から中央部を経て北部へ順序づけたこととなる。私でさへわかることが家持にわからぬはずはあるまい。

下総国の乱雑な事は上にも挙げたが、重出の点でも卓出しでゐるのは困つたことである。

すなはち、結城郡を見ると、四三八六と四三九一と四三九三と三ヶ所に離れ離れに出してある。その為に、郡の順序がよけい大きく乱れてゐる。この紛亂を家持は何故看過したのか？

かう三ヶ国にも疑問が発生すると、どうも家持の編纂熱意が疑はれる。てんで整理などしなかつたのだらうと思はれて来る。

### (八) 未整理の原因

以上の諸郡の個々の条件を取りまゝとめてみると、私たちは卷二十防人歌が(一)全体の国の順序が無方針であること(これは従来の学界で知られてゐた)。(二)国内の郡の排置が無秩序であること(これを本稿で明らかにした)。(三)郡名を全然記さぬものが二十数首もあること(同前)。(四)その郡名未詳歌の

位置が前に置いたり後に並べたり不統一なこと(同前)。(五)同郡の歌は一所に整理すべきなのに散らばつてゐる(同前)。

かういふ諸事実を把握したわけである。残された問題は、これをどう意味づけるかである。

山田先生の東歌論では、武蔵国の排列異変といふ現象を発見され、続いてそれから万葉全体の編纂の時期決定といふ、見事な推論を導き出された。本稿の場合は、さういふ名論はまだ樹立し得ない。ただここに、「家持は提出させた歌を撰出して、これを提出日の順に並べただけで、それ以後の整理(この内には歌集として当然着手すべき整理を含む)を全然加へなかつた」といふ私見を提出してみたい。

それは、第二十巻ともなれば、それ以前の卷々の編纂の有り方を、家持は充分知悉してゐたはずである。従つて、如上の諸欠点に、「氣づかなかつた」とはどうしても思へない。だから有り得る答は、やり方を知つてはゐたが、その方法を防人歌に適用しなかつた、といふことである。

私見では、それを適用して整備するのを邪魔する事情がそこに有つたと考へる。これは、彼の一身一家の事情であるかも知れぬ。彼の心が文学、特に歌に最早熱意を失つてゐた為かも知れない。又は、政治的条件の如きかも知れない。とにかく、何等かの原因有つて彼が防人歌編集に腐心することを許さなかつたのである。

と言つて、全然やらなかつたのではない。さうだつたら、

防人歌全部が今日残らなかつたはずだから。従つて「やつたが甚だ熱心でなかつた」といふのが、事実であらう。提出したままの姿を、提出日の順に置き並べて残した。だからして、郡の順序の錯乱や同郡重出などの失態は、諸国の防人部領使が提出した原稿？の中に、既に存在してゐた。それを改めないままで家持は後世に伝へた、といふのが事実であらう。家持に文学的責任？といつたものを若し負はせるとすれば、それは、原稿を改め整へなかつた点に存するのであつて、原稿の作成そのものは各国の部領使の責任であらう。現在見る、遠江・相模に始まつて武蔵に終る順序の如きも、提出して家持の手に到達した順番のままに、並べて、それ以上には関心を持たなかつた心理を現はしてゐる、と考へられる。さういふ全体の順も郡の欠陥も、偶然自分の前に存在させられたままを保存して、これに訂正を加へようとしなない、家持当年の無気力な心理を、私はそこに発見するのである。

### (九) 編纂の時期

それから、推察を更に深めてみると、郡名の脱落してゐるのが二十数首にのぼり、しかも、国の郡名を全部脱落した国が二ヶ国もあるといふことは、この防人歌群の編纂が、歌を集めた直後に行はれたものではなかつたと判断される。何故かと言へば、この歌群を集めた時、彼が充分の熱意を以て即日

編纂したとすれば、郡名などは提出した役人に聞けばすぐわかる。如何に遅くても、防人或は役人が、まだ難波に滞在中に聞いておけば、訳もなく知れることである。だから事實は、編纂は集めた時より、数ヶ月或は幾年・十数年をへだてた後に企てられた。その故に、当時の関係者に連絡することが不可能で、郡名未詳歌も未詳のままの姿で掲げるはかはなかつたのだと判断する。而してこのことは、単に防人歌だけのことではない。卷二十全体も、真に身を入れて編纂し、熱いうちに鉄を鍛へるやうに短月日に仕上つたのではないと考へたい。卷十七・十八・十九と同じく、入手するに従つて書きとめたものである。卷一——卷十六の諸歌も、編纂者が入手した時は、さういふ無秩序な、制作順原稿であつたかも知れぬ、それを内容や表現やを基にして改編したればこそ今見る形にまとまつたのである。それが卷二十では、殆ど初稿原稿のまま後世に伝はつた。その初稿に似合はしい欠陥が、防人歌で最も明瞭に、最も集中的に発露した。そこに同じくあつたまの作品群ながら、東歌との相違が発生した。以上が私の防人歌研究から得た結論である。